平成２１年（フ）第２７１９号
名古屋市名東区藤里町602番地、住民票上の住所富山県滑川市七口1792番地22
破産者　五十里　透
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９４３号
神戸市長田区明泉寺町２丁目６番10号平尾文化
破産者　松浦　尚志
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２０号
神戸市灘区八幡町４丁目８番29―212号
破産者　田中　春二
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４７９号
兵庫県三田市上内神1605番地485
破産者　蓬萊　定和
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５３１号
神戸市兵庫区山王町２丁目１番11号、前住所神戸市兵庫区荒田町１丁目10番５―204号
破産者　十時　治代
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第５２５号
福岡県久留米市津福本町2199番地１　クレール津福Ⅱ203号
破産者　田中　久慶
1　決定年月日　平成22年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３０９０号
札幌市豊平区美園３条２丁目２番３―206号
破産者　平野　信之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３６８５号
北海道千歳市北陽１丁目８番３号
破産者　成田　　勝
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９１号
神奈川県海老名市杉久保南２丁目16番10号、開始決定時の住所神奈川県海老名市杉久保1956番地の４
破産者　新名チヱ子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７２７号
横浜市保土ケ谷区上星川１丁目４番15号
破産者　石井　基寛
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３９号
横浜市港北区篠原東２丁目10番５号
破産者　大畠　　潔
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０７８号
横浜市中区弥生町３丁目29番地　ネオアージュ横浜大通り公園1001号室
破産者　高橋美子こと　房　　美子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２９６号
神奈川県横須賀市芦名１丁目６番21号、開始決定時住所神奈川県横須賀市太田和１丁目19番７号
破産者　石渡　四郎
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第３０７号
富山県小矢部市金屋本江588番地１
破産者　沢田紙器製作所こと　澤田　明弘
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２９３号
静岡県沼津市吉田町23―７ルチェーレ３階、住民票上の住所静岡県沼津市西島町20番45号
破産者　浅沼　　靖
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第７９７号
京都市左京区静市静原町102番地
破産者　春田塗装こと　春田　春夫
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３３６号
岡山県総社市溝口34番地１ロイヤルコーポ・サノ106号
破産者　中田　明子
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
愛媛県松山市吉藤４丁目４番８号
破産者　田中　雄士
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所